

社会福祉法人ななえ福祉会定款

第一章 総 則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）養護老人ホーム 渡島養護老人ホーム好日園の設置経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保 育 所 みどり保育園の設置経営

（ロ）保 育 所 藤城保育園の設置経営

（ハ）保 育 所 大沼保育園の設置経営

（ニ）障害福祉サービス事業の受託経営

（ホ）一時預かり事業

（ヘ）放課後児童健全育成事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人ななえ福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を北海道亀田郡七飯町字中野210番地2に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び

不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議事録署名人2名を選出し、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事として置くことができる。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事を置く場合にあっては理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営及び受託運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1, 000, 000円

(2) 北海道亀田郡七飯町緑町2丁目13番26号、2丁目217番地1、2丁目216番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
みどり保育園 園舎 一棟(400.03平方メートル)

(3) 北海道亀田郡七飯町字藤城9番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
藤城保育園 園舎 一棟(416.54平方メートル)

(4) 北海道亀田郡七飯町字上軍川180番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
大沼保育園・放課後学童クラブ沼っ子クラブ園舎一棟(317.58平方メートル)
保育園部分(230.92平方メートル)
放課後学童クラブ(86.66平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人ななえ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	岩	川	泰	基
理事	伊	藤	千	恵子
理事	中	川	美	穂
理事	米	倉	チ	エ子
理事	馬	場	カ	ネヨ
理事	安	藤	良	一
監事	笹		定	行
監事	福	田	幸	子

理事	小	松	武
理事	杉	浦	テイ子
理事	岡	部	幸夫
理事	野	沢	テル
理事	大	竹	幸次郎

2 変更後の定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人ななえ福祉会定款細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第24条の条文に基づき、理事長が専決することができる日常の軽易な業務に関して必要な事項を定めるものとする。

（専決事務）

第2条 理事長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- 1) 法人運営の基本方針に関すること。
- 2) 事業の実施方針に関すること。
- 3) 理事会の招集、提案事項に関すること。
- 4) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 5) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 6) 職員の希望退職・定年退職の許可並びに定年延長の許可、ただし、定年延長は、理事会の承認が必要とする。
- 7) 職員の表彰及び制裁等は、理事長が行う。ただし、表彰、懲罰を行うため委員会を設けて実施する。
- 8) 初任給及び格付け基準の調整に関すること。
- 9) 特別昇給に関わること。
- 10) 賞与の決定に関すること。
- 11) 寒冷地手当の決定に関すること。
- 12) 職員の給与表・手当の決定に関すること。
- 13) 職印の使用代行者の決定に関すること。
- 14) 会計責任者及び出納職員の任命に関すること。
- 15) 固定資産管理責任者の任命に関すること。
- 16) 予算管理責任者の任命に関すること。
- 17) 契約担当者の任命に関すること。
- 18) 予算編成に関すること。
- 19) 予算執行に関すること。
- 20) 予算予備費の支出に関すること。
- 21) 決算書調整に関すること。
- 22) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、工事請負金額の予定価格が250万円（食品、物品の買入の場合160万円・それ以外の場合100万円）を越えない次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 23) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 24) 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの
- 25) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 26) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く

- 27) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - 28) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
 - 29) 寄附金の受入れに関する決定、ただし法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 2 理事長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程を社会福祉法人ななえ福祉会定款細則とし、平成17年11月19日施行、ななえ福祉会定款細則に代わるものとし平成28年2月10日より施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。（第1条）

社会福祉法人ななえ福祉会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第24条の条文に基づき、理事長が専決することができる日常の軽易な業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事務)

第2条 理事長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- 1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
 - 2) 予算予備費の支出に関すること。
 - 3) 決算書調整に関すること。
 - 4) 建設工事請負や業務委託、物品購入等の随意契約の締結のうち、次の金額の範囲内のもの。
 - ア 建設、修繕等に伴う工事請負金額の予定価格及び施設設備の保守管理業務等の委託金額の予定価格が、50万円を超え250万円以下のもの
 - イ 固定資産の取得価額及び日用品、消耗品等の各種物品の1回の買入金額が、50万円を超え160万円以下のもの
 - ウ その他の場合において、50万円を超え100万円以下のもの
 - 5) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - 6) 設備資金の借り入れに係る契約であって予算の範囲内のもの。
 - 7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - 8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
 - 9) 寄附金の受入れに関する決定。ただし法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 2 理事長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程を社会福祉法人ななえ福祉会定款細則とし、平成17年11月19日施行、ななえ福祉会定款細則に代わるものとし平成28年2月10日より施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。(第1条)